

# 監 査 報 告 書

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会定款第30条第1項の規定により、平成25年度事業報告書及び収支決算書並びに関係書類について、監査を行った結果は、下記のとおりであった。

## 記

### 1. 事業の執行について

総会及び理事会の基本方針に則り、各事業とも効果的な執行に努めていることが認められた。

### 2. 会計処理について

会計帳票の整理は良好であり、決算報告書の計数と関係帳票及び証拠書類を照合した結果、適正と認められた。

平成26年5月13日

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会

監 事 菅 谷 隆 雄

監 事 原 孝 幸